

大分家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成28年7月6日（水）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

3 テーマ

家庭裁判所を利用しやすくする方策について

4 出席委員

青田和憲，池邊淑子，澁谷有郎，首藤由美子，住田 環，田中利武，西貴之，三島聖子，村上正敏，山本保慶（五十音順，敬称略）

5 議事内容

(1) 委員長の選任及び委員長代理の指名

委員長に村上委員が選任され，委員長代理に三島委員が指名された。

(2) テーマについて，裁判所から説明

(3) 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），

●：裁判所）

◇ ハンディを持つ方や高齢者の方への配慮について伺いたい。

● 聴覚に障害がある方には筆談で対応したり，高齢者の方には分かり易い言葉づかいで丁寧な説明を心掛けている。また，裁判所には点字翻訳機が整備されており，書類の点字化が必要な場合はこれを利用して書面を作成することもできる。裁判手続に通訳その他の専門職を同席させるかについては，利用者本人の意向確認などをする上で第三者が同席するのは好ましくない事案もあることから，個別の事案ごとに裁判官が判断している。

◇ 初めて裁判所に来たが，部屋がたくさんあって，プライバシーに配慮されているという印象を受けた。

◇ 「出頭」という言葉は，もう少しやわらかい言葉に置き換えた方がよいと

思う。

- 「出頭」という言葉は、法律で規定されている用語ではあるが、一般の方が聞くと不愉快な思いをされることがあるので、使用にあたっては、可能な限り配慮するようにしている。
- ◇ 調停の際に相手とは顔を合わせたくないという場合はどのように配慮してもらえるのか。
- ◆ 相手と顔を合わせたくないという方が多いので、調停委員が別々に話を聞きながら調停を進めるのが通常である。ただ、最終的に話合いがまとまり、調停を成立させる場面では、双方同席の上で合意の内容を確認することを原則としている。
- 裁判所ウェブサイトへのアクセスについては、一般の方が利用しやすいようにするために、見易さや分かり易さを意識して、ウェブサイトの構成を工夫改善していく必要があると考えている。できる限り専門用語の使用は避け、一般の方から親しみのあるものとなるよう、今後も工夫改善していきたい。
- ◇ 何か問題が起こったら弁護士に相談するものと思っていたが、直接、家庭裁判所に行ってもいいのか。
- ◆ 弁護士に依頼される方もいるが、一般の方も自分で申立ての手続きができるよう、家庭裁判所では、手続案内を行っているし、窓口で申立書用紙と記載例も備え付けている。
- ◆ どうしたら家庭裁判所が利用しやすくなるかを裁判所だけで考えるより、弁護士会や自治体、民間の相談機関とどのようにして連携していくかを考えることも必要ではないか。自治体の窓口や相談機関は、家庭裁判所を紹介した後、どのような説明がされ、どのような手続をし、どのような効果があるのかを意外と知らないのではないか。家庭裁判所を紹介する側の機関は、紹介した後どうなるのかを知ることで、安心して家庭裁判所を紹介できるようになると思う。

- ◇ 家庭裁判所を利用する場合の費用はどのくらいかかるのか。
- ◆ 例えば、調停を申し立てる場合の手数料は1200円であり、通信費として郵便切手数百円分を併せて納めていただく程度である。窓口での手続案内については費用はかからない。離婚調停が成立せずに離婚訴訟を提起する場合は、離婚だけを求めるのであれば手数料は1万円程度となるが、離婚以外に慰謝料なども請求する場合は、その請求金額に応じて手数料が増額される。なお、裁判所に納める費用が払えないときは、訴訟救助という支払猶予の制度を利用できる場合もある。
- ◇ 外国人からの相談や申立てにはどのように対応しているのか。
- 大分家庭裁判所を利用される外国人は年間10人程度であり、中国の方が多いが、中国語を話せる職員は配置されていないため、窓口での対応は日本語で行っている。外国人の利用者の方が通訳できる人を連れて来られたり、外国語でも対応できる弁護士に依頼したりするケースもある。
- ◇ 別府市は外国人留学生の割合が全国一であるので、その地域性を考慮して種々の言語で対応できるようにしたほうがよい。
- ◇ 庁舎の正面玄関に総合受付のような案内窓口を設置した方がよいと思う。
- 庁舎1階の正面玄関ロビーに守衛を配置しており、どこに行けばいいかわからないときには案内できるようにしている。また、裁判所庁舎内の案内図も表示している。
- ◆ 家庭内のトラブルで困っている時は家庭裁判所に行ったほうがよいということは一般の方も御存知だと思うので、裁判所ウェブサイトには、家庭裁判所の手続とそれにかかる時間や費用の目安を掲載すれば、さらに利便性があがるのではないかと思う。
- ◆ 家庭裁判所は敷居が高いと思われたいよう、家庭裁判所を利用しやすくする方策について今後も工夫改善していきたい。
- ◇ 障害がある方など、一人で相手に理解してもらえるように話すことができ

ないような場合は、発言をサポートする第三者が手続に同席することはできるのか。

- ◆ 本人の意思を的確に伝えるために家族や第三者が同席するケースもある。裁判所では、必要性を個別に判断しながら柔軟に対応するようにしている。

6 次回期日等について

(1) 日時

平成29年2月8日（水）午後3時から

(2) テーマ

裁判所における防災対策について

(3) 場所

大分家庭裁判所大会議室